

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準の一部改正（案）に関するパブリックコメント及びWTO通報の募集結果について

1. パブリックコメント及びWTO通報の募集結果

- (1) パブリックコメント（電子政府総合窓口）による募集結果  
募集期間：平成26年8月15日から同年9月13日まで  
受付件数：6件（募集結果については、別添のとおり）
- (2) WTO通報による募集結果  
募集期間：平成26年8月18日から同年10月16日まで  
受付件数：1件

2. 経緯

- (1) 平成23年7月12日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長に対して食品健康影響評価を要請
- (2) 平成26年6月24日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣に対して食品健康影響評価結果を通知
- (3) 平成26年7月23日 内閣総理大臣から消費者委員会委員長に対して遺伝子組換え食品品質表示基準を改正することについて諮問
- (4) 平成26年7月25日 第30回消費者委員会食品表示部会で審議を行い、パブリックコメント手続及びWTO通報を進めることについて了承された。
- (5) 平成26年8月15日～同年9月13日 パブリックコメントを実施
- (6) 平成26年8月18日～同年10月16日 WTO通報を実施

**遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準の一部改正（案）に関するパブリックコメントの募集結果について**

消費者庁食品表示企画課

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準の一部改正（案）について、平成26年8月15日から平成26年9月13日までの間、消費者庁ホームページ等を通じて御意見を募集したところ、6件の御意見が寄せられました。提出された御意見について、下記のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。

記

- 1 意見公募期間及び提出方法
  - (1) 意見公募期間  
平成26年8月15日から平成26年9月13日まで
  - (2) 意見提出方法  
郵送、FAX又は電子メール
- 2 意見募集の結果  
全件数 6件（このほか、今回の意見募集とは関係しない御意見が14件）
- 3 提出された御意見と消費者庁の考え方  
別紙のとおり

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準の一部改正(案)に関するパブリックコメント募集の結果

改正案に関する御意見	回答
<p>遺伝子組換えの表示を変更する場合は、猶予期間にご配慮頂きたい。</p>	<p>今回の改正については、対象となる遺伝子組換え大豆が今後、流通可能となることを踏まえたものであり、現在、流通実態のない表示対象品種を新たに追加するものであることから、猶予期間を設ける必要はないと考えています。</p>
<p>人体に直接摂取される食品の安全性については、「疑わしきは許可せず」が原則である。遺伝子組換え食品においては、目的とする成分を産生する遺伝子に制限酵素によって組み込まれ、機能する事の確認はしているが、ランダムに送り込まれる制限酵素が、既存の遺伝子を分断していないか、また元々がウィルス由来の制限酵素が飛び出て有害な変異を起こさないか、長期的な検討が欠けている。(他同旨の意見が2件)</p>	<p>遺伝子組換え食品は、食品衛生法に基づいて科学的に安全性が確認されたもののみが、製造・輸入・流通されることを前提とした仕組みとなっております。その上で、今回、表示対象品目として「ステアアリン酸産生大豆」を追加することにより、当該大豆及び当該大豆を主な原材料とする加工食品に、遺伝子組換えである旨の表示が義務化され、消費者に情報提供されることとなることから、追加の必要があると考えています。</p>
<p>私たちは輸入の多くの遺伝子組換えされた、とうもろこし、大豆などから添加物に加工され、知らないうちに食べている状態です。私たちが食べたいものが何から作られているのか、遺伝子組換え操作されているものか、きちんと知り、選択したいです。そのためには厳密な表示をすべきだと思います。(他同旨の意見が1件)</p>	<p>今回の改正は、遺伝子組換え大豆の新たな品種を流通させることが可能になったことから、消費者の商品選択に資するために、当該大豆及び当該大豆を主な原材料とする加工食品に遺伝子組換えである旨の表示を義務付けるもので</p>